

令和 年 月 日

様

大阪市住之江区長

広報板掲出承認通知書

令和 年 月 日に申請のありましたポスター・チラシ等の掲出について、大阪市住之江区役所広報板使用に関する要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり条件を付して承認します。

記

- ・ チラシ・ポスター等のタイトル
- ・ 掲出期間
- ・ 掲出内容
- ・ 掲出場所（No.）
- ・ 掲出物サイズ

条件

- 1 大阪市住之江区役所広報板使用に関する要綱（以下、「要綱」という。）第4条第2項により承認を受けたポスター・チラシ等（以下、「掲出物」という。）の掲出期間・内容・サイズ・枚数・掲出場所は本承認通知書どおりとし、変更する場合は事前に大阪市住之江区長（以下「区長」という。）の承認を受けること。
- 2 掲出物の管理を十分に行うこと。
- 3 申請者の責任に帰すべき事由により、広報板の全部若しくは一部を滅失、き損又は汚損したときは、申請者の費用負担で区長の指示どおりに復旧すること。
- 4 申請者の責任に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、申請者の責任において迅速かつ誠実に対応すること。
- 5 広報板には、要綱第4条第2項により承認を受けた掲出物以外は掲出しないこと。
- 6 掲出期間終了前に掲出物を撤去する場合は、区長へ報告すること。
- 7 掲出期間内であっても、区長が必要と認める場合は、掲出者の負担において、区長の指示どおり掲出物の撤去または位置変更等を行うこと。
- 8 前各号のほか、要綱に定める規定を遵守すること。